

監査報告書

学校法人東京キリスト教学園

理事会御中

評議員会御中

2018年5月18日

学校法人東京キリスト教学園

監事 長谷川恭昭

監事 横山政之

監事 竹原滋江

私たちは、東京キリスト教学園の監事として、私立学校法第37条第3項および学校法人東京キリスト教学園寄附行為第16条の規定に基づき、同学園の2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）における業務ならびに財産の状況について監査を行いました。

1 監査方法の概要

私たちは、理事会および評議員会に出席するほか、理事等から業務執行の報告を聴取し、かつ関係書類を閲覧して、業務ならびに財産の状況を調査しました。

財産状況については、独立監査人（長谷川恭昭公認会計士）から報告および説明を受け、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）等の監査を実施しました。

2 監査の結果

(1) 監査の結果、私たちは上記の計算書類は、東京キリスト教学園の2018年3月31日現在の財産状況および同日をもって終了する会計年度の収支状況を適正に表示しているものと認めました。

(2) 学校法人の業務ならびに財産に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

(3) 2017年度は、財政基盤の確立に向けた継続的な取り組みのうち、寄付金予算を2年連続で達成したことは評価できます。しかし、決算全体で見ると、期末保有資金額の減少ペースが当初の中期計画より早くなってしまっており、大きな課題です。退学者が増加傾向にあることも要因であり、学生確保についての体制づくりと実践が喫緊の課題です。学生募集は、理事・監事を初めとした全学の取り組みとして、さらに注力する必要があります。2018年度は、第三期中期計画の初年度として、教会と社会に忠実に仕え得る教育・研究の実践を実現するという本学が有する目的達成に向けて、単年度事業計画を着実に遂行することが不可欠と考えます。

以上